

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	2. 介護保険特別会計繰出金			課長	
項	2. 老人福祉費	細事業名				主査	
目	3. 介護保険費	担当課・係	介護保険課	(執行課: 介護保険課)	担当		
						連絡先	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	29,028	要 求									29,028
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策									
	一般会計では実施計画事業としての位置づけはないが、介護保険特別会計において、実施計画事業としての位置づけがあり、要求額と同額が認められている。	施策体系コード	事業番号								
		総事業費	事業期間								
		年度別事業費									
		(事業実施に関する根拠法令) 介護保険法									

< 事業に関する説明 >

(事業の説明)	(事業の目的)	(事業の効果)
介護保険特別会計への事務経費の繰出金 現在使用している介護保険システムは、平成16年10月1日から5年間の賃貸借契約及び保守契約を締結し運用しております(現在は再リース中)、システムの老朽化に伴い平成23年4月1日以降はシステム保守の継続が困難なことから、新たな介護保険システムに入れ替えようとするものです。	介護保険業務は、保険料の計算、介護認定、保険給付等、複雑多岐に渡っており、円滑かつ適正に介護保険業務を行うためにはシステムの利用が不可欠です。より効率よく介護保険業務を行うことができる介護保険システム及びその事業者を公正に選定し、保守込みの賃貸借契約(契約期間は5年間)を締結し、新たな介護保険システムに入れ替えようとするものです。	システムを導入しない場合には、膨大な事務経費が生じ、かつ、誤りが生じやすくなり、適正な介護保険業務をなしかねません。システム保守の継続が困難な現在のシステムに代えて、新たな介護保険システムを導入することにより、現行の介護保険システムと同等の事務効率を維持し、安定した介護保険業務を実現します。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

様式第2号(事業別概要)

No. \_\_\_\_\_